

議第四百四十四号

指定管理者の指定について

岐阜メモリアルセンター、岐阜県長良川球技場及び岐阜県スポーツ科学センターに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）第九条の二第三項、岐阜県長良川球技場条例（平成二年岐阜県条例第三十三号）第九条第三項及び岐阜県スポーツ科学センター条例（平成二十八年岐阜県条例第四十八号）第十一条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

令和四年十二月一日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 指定管理者となる団体 岐阜市長良福光大野二六七五番地の二八岐阜メモリアルセンター内
公益財団法人岐阜県スポーツ協会
- 二 指定の期間 令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで